

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第20回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成22年4月26日（月）13：10～13：40

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）五十嵐義治，今中 亘，芝田俊文，田邊 誠（委員長），二國則昭
（敬称略。五十音順）

（庶務）清山広島高裁総務課長，藤井広島高裁総務課課長補佐

（説明者）細田広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成22年下半期（10月から翌年1月まで）の判事任命候補者に関する情報
の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務（清山広島高裁総務課長）から，前回平成22年3月16日（火）の
第19回広島地域委員会で決められたとおり，平成22年下半期（10月か
ら翌年1月まで）の判事任命候補者について，受付期間を4月16日（金）
まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報があれば受け付ける。）
として情報提供（情報受付の周知）の依頼を行ったこと，今回の情報提供依
頼に対し，これまでに2件（いずれも弁護士）の情報が寄せられたことが報

告された。

イ 庶務から、前回の第19回広島地域委員会で委員から出された「当地域委員会以外の地域委員会において重点審議者とされた者の名簿を送付してもらうことはできないのか。重点審議者とされた者がどの地域委員会に何人いるのか、あるいは全国で何人いるのかについて明らかにしてもらえないか。」との意見について、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）庶務に確認したところ、重点審議者に関する指摘のような情報は、プライバシーの問題や執務への萎縮効果等を勘案すれば、公表するのに適さないものであり、したがって、各地域委員会に対する情報の提供も、情報収集に必要な限度において行っているものであるとして、当該地域委員会以外に重点審議者の情報等を提供することは消極とならざるを得ない旨の回答があったことの報告がされた。

(2) 審議

平成22年下半期（10月から翌年1月まで）の判事任命候補者に関する情報の取りまとめについて審議した結果、寄せられた2件の情報については、いずれも指名につき肯定的な内容であること、具体性を欠くものであって指名の適否に重要な影響を及ぼすものとはいえないことから、中央委員会に送付しないが、その旨を報告することとされた。

(3) 今後の予定等

ア 庶務（清山広島高裁総務課長）から、7月2日（金）に中央委員会が開催され、判事任命候補者等について審議される予定である旨説明された。

イ 現時点では、本日の議事以外に、当地域委員会への特別な要請がないため、5月9日（月）午後1時10分の期日は実施しないこととなった。

ウ 次回以降の期日は、平成22年9月8日（水）に開催される中央委員会における平成23年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者及び弁護士任官（4月期）候補者の任命に関する審議を受けたものとなること

を踏まえ、次のとおりとされた。

(ア) 平成22年9月22日(水)午後1時10分

(イ) 平成22年11月2日(火)午後1時10分

(ウ) 平成22年11月12日(金)午後1時10分

(以 上)